

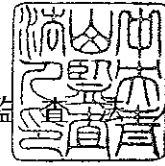
独立監査人の監査報告書

平成18年6月16日

独立行政法人 日本貿易保険

理事長 今野秀洋殿

中央青山監



指定社員 公認会計士
業務執行社員

稲垣 正人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

男澤 顕



当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本貿易保険の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人日本貿易保険の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

追記情報

注記Ⅰ. 重要な会計方針9(1)に記載されているとおり、独立行政法人は、被出資財産の評価差額（未収収益に係るものを除く）について、「独立行政法人日本貿易保険の財務および会計に関する省令の一部を改正する省令」（平成17年10月28日経済産業省令第100号）に従い、被出資財産の資産計上に伴う評価額を除き特別損益及び特別損失に計上する処理に変更した。

注記Ⅰ. 重要な会計方針9(2)に記載されているとおり、独立行政法人は、信用事故を支払事由とする保険金の支払に関して取得した保険代位債権については、「独立行政法人日本貿易保険の財務および会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法」（平成18年2月28日貿第4号）に従い、保険代位債権等として計上するとともに債権の状況に応じた方法により貸倒引当金を計上する方法へ変更した。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上